

「里山整備利用地域」では、様々な活動で支援事業を活用いただくことができます。

※予算審議等の課程で今後変更となる可能性があります。

事業名・事業区分	事業実施主体	補助率	事業内容
里山整備利用地域活動推進事業	里山整備利用推進協議会	10/10以内	「里山整備利用地域」(見込みを含む)における活動推進主体が行う地域活動等への支援 【想定される事業例】 ・里山整備利用地域の区域調査 ・地域の理解を得るための研修会、森林を利用した地域活動等 ・里山整備利用協定の締結(説明会等) ・里山整備利用推進計画の作成 【留意点】 ・支援期間は最長3年間
里山資源利活用推進事業	里山整備利用推進協議会	3/4以内	「里山整備利用地域」における活動推進主体による資機材の導入等 【想定される事業例】 ・チェーンソー、薪割り機、簡易ウインチ、チップパー ・防護服、チェーンソー用ヘルメット、刈り払い機 ・移動式トイレ ・林内歩道 【留意点】 ・支援は1回のみ ・上限は補助金1,125千円(事業費1,500千円)
里山整備利用地域リーダー育成事業	県	-	「里山整備利用地域」において、里山を管理・利用する地域活動のコーディネートや技術指導等を行う人材、地域の里山を維持管理する人材を育成 【想定される事業例】 ・地域リーダー育成のための研修会等の実施 ・安全講習会のための講師派遣等
みんなで支える里山整備事業	市町村、森林組合、林業事業者、NPO法人等	9/10以内	「里山整備利用地域」の認定地域における、特用林産物の生産振興や環境学習等の里山の多面的な機能の利活用を図るための間伐等 【想定される事業例】 ・間伐等の森林整備 ・松くい虫被害跡地などでの地域が主体的に行う植栽等 ・鳥獣被害対策としての緩衝帯の整備 ・ボランティアによる森林整備活動 【留意点】 ・1施行地0.1ha以上 ・里山の利活用又は皆伐等の制限する10年間の協定が必要 ・同一施業への支援は1回のみ
地域で進める里山集約化事業	地域協議会、自治会組織、森林整備委員会、生産森林組合、森林組合等	定額	里山の小規模個人有林等の森林整備を進めるため、森林所有者からの施業同意を得る取組等の条件整備を支援 【想定される事業例】 ・森林所有者の施業同意取得 ・施業地の境界の明確化 【留意点】 ・条件整備後最長5年以内に間伐を実施すること ・1施行地0.1ha以上

お問い合わせ先

長野県 林務部 森林政策課 企画係

TEL 026-235-7261 / FAX 026-234-0330

E-mail rinsei@pref.nagano.jp

お気軽にお問い合わせください

長野県森林づくり県民税による

森林資源の利活用に向けて

～里山整備利用地域制度の概要～



長野県

里山整備利用地域とは

◆制度の背景

里山は、古くは薪炭、山菜などの採取の場所として、また地域の子供たちの遊び場として、人々の生活に欠くことのできない存在であり、利用されることで整備もされてきましたが、生活様式の変化に伴い人々から縁遠い存在となり、放置され荒廃した里山が増えており、手入れが必要となっています。

また、一方では価値観の変化に伴い、里山に新たな価値を見出そうとする動きが見られることから、こうした地域が主体的に里山と関わる仕組みが必要となっています。

◆里山の整備・利用を進めます

里山整備利用地域は、地域住民やその他の利用者らが主体的に里山の整備・利用に取り組む地域を、市町村長の申出により、長野県ふるさとの森林づくり条例第26条に基づいて知事が認定するものです。

里山整備利用地域に認定されると、県は市町村と連携して、地域における里山整備利用活動を支援します。

◆地域の主体的な参加・協働が必要です

将来に向け継続的に里山を保全していくためには、県や市町村などの行政が主体となるよりも、むしろ森林所有者を含む地域の森林に関わる人たちが主体となって、里山との継続的な関係を築いていく必要があります。

里山整備利用地域では、里山に関わる方々で「里山整備利用推進協議会」を組織し、里山の整備・利用に関わる活動の中心的な役割を果たしていただきます。

認定地域内で里山の整備・利用を進める仕組み

◆里山整備利用推進協議会の組織化

地域の实情に応じ、森林所有者や地域住民、市町村、関係団体、企業、ボランティア、教育機関などを構成員とした「里山整備利用推進協議会」を組織していただきます。



◆里山利用協定の締結の促進

森林所有者と里山利用者による里山利用協定を締結し、里山の利活用を促進します。

こんな地域が認定の対象になります

- 対象森林面積が5ha以上あり、密接に関係する集落が存在する
- 地域住民等による自発的な活動を行うための体制がある
- 活動の内容が里山の整備及び利用を推進するものであり、里山の保全に資するもの
- 活動が継続的に行われると認められる



里山整備利用推進協議会～多様な方々の参画による地域の里山づくり～

里山の整備利用活動の推進

里山整備利用推進協議会

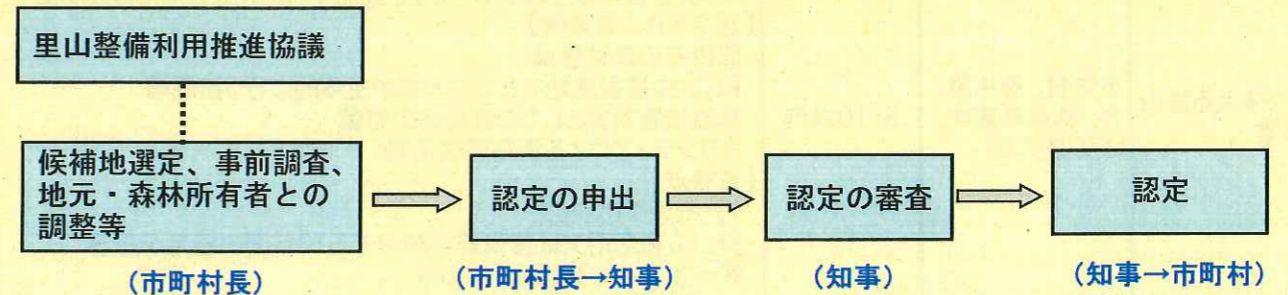
認定申出の際の計画作成への参加や意見の提出

里山利用協定締結への協力

その他里山の整備利用に関する協議

- 森林、環境、健康、教育、文化、観光といった様々な分野における里山の整備利用活動の展開
- 森林整備の促進による里山の環境改善の推進
- 様々な交流による山村地域の活性化
- 空間や資源の多面的な利活用による里山の新たな価値の発見

里山整備利用地域認定までのながれ



認定の状況 (平成30年1月現在)

地域名	認定年月日	単位:ha
		森林面積
松川町部奈地区里山整備利用地域	平成18年3月31日	51
伊那市ますみヶ丘平地林里山整備利用地域	平成19年3月29日	65
生坂村高津屋森林公園里山整備利用地域	平成20年1月25日	99
小谷村柵池地区里山整備利用地域	平成20年3月27日	116
茅野市永明寺山里山整備利用地域	平成21年11月20日	124